議第81号

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制 定について

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

平成31年2月19日提出

京都市長門川大作

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例 京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第2大会議室の項中「13,880」を「14,140」に、「18,510」を「18,850」 に、「24,270」を「24,720」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市景観・まちづくりセンター条例 (以下 「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収 するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことがで きる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に ついて適用し、同日前の使用に係る使用料については、 なお従前の例によ る。

2 (議第81号)

